

旅行条件書〈国内募集型企画旅行条件書〉

（本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。）
（お申し込みいただく前に、この条件書をお読み下さい。）

1 募集型企画旅行契約

（1）この旅行は、日本海ツーリスト株式会社（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。（2）当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2 旅行の申込み方法

（1）当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円～ 旅行代金まで	12,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	30,000円～ 旅行代金まで	代金の20％～ 旅行代金まで

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。（2）当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込み を受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。（3）申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付 の順位によることとなります。（4）申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解除の ときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。（5）お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限満了で結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、ウェイティング登録は予約の完了を保証するものではありません。（6）申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第12項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第17項の取消料をいただきます。

3 申込条件

（1）15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上18歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。（2）参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。（3）身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。 現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。（4）当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。なお、これにかける一切の費用はお客様の負担となります。（5）お客様の都合による旅行行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。（6）他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。（7）その他当社の業務上のご都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4 契約の成立と契約書面・確定書面（最終旅行日程表）のお渡し

（1）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。（2）当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお客様にお渡します。契約書面は、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。（3）本項（2）の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までににお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6 お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレット等に「旅行代金として表示し金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第17項の「取消金」、第15項（1）の「違約料」および第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

7 旅行代金に含まれているもの

（1）パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び、消費税等諸税（2）添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。（3）その他パンフレットにおいて旅行代金に含まれる旨、表示したの上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払戻しはいたしません。

8 旅行代金に含まれていないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。（1）旅行日程中の「フリータイム」、「自由行動」、「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用（2）超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）（3）クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料（4）自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等（5）希望者のみ参加するオプションルツアー（別途料金の小旅行）の料金（6）日本国内の空港施設使用料、諸税（7）運送機関の課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）（8）傷害・疾病に関する医療費

9 追加代金と割引代金

（1）第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

イ、お1人部屋を使用される場合の追加代金
ロ、パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金

ハ、「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金
ニ、パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
ホ、パンフレット等で当社が「C-Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
ヘ、その他／パンフレット等で「○○○追加代金」と称するもの（2）第6項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
イ、パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
ロ、その他／パンフレット等で「△△△割引代金」と称するもの

10 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11 旅行代金の変更

（1）当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。（2）本項（1）の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。（3）第10項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内 容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。

12 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発行券に関わる費用が発生場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

13 お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

（1）お客様は、いつでも第17項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日は、お客様が当社らのそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。（2）お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。イ、契約内容が変更されるとき。但し、その変更が第24項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。ロ、第11項（1）に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
ニ、当社が、お客様に対し第4項（3）で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。（3）当社は、本項（1）により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項（2）により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。（4）お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約 を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第17項（1）の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

14 お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

（1）お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。（2）お客様の責に帰すべき事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

15 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

（1）お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第17項に定める解除期日相当 の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。（2）当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。イ、お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
ロ、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
ハ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
ニ、お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超えな負担を求めたとき。
ホ、お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する 旨をお客様に通知します。
ヘ、スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しなかったとき。
ト、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した 旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるお それが極めて大きいとき。

16 当社による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

（1）当社は つぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。イ、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
ロ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。（2）本項（1）により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けしていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。（3）本項（1）イ・ハにより、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様の負担となります。（4） 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならないお客様が、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなされ払い戻しはできません。

17 取消料

（1）旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。（但し、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります。）

区 分	取消料
イ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除するとき（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30％以内
ハ、旅行開始日の前日に解除する場合。	旅行代金の40％以内
ニ、旅行開始日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50％以内
ホ、旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100％以内

（2）貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。

18 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。（1）お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。（2）本項（1）の措置を講じないにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

19 添乗員

（1）添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。（2）現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項（1）における添乗員の業務に準じます。（3）現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。が、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。（4）個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。（5）現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

20 お客様に対する責任

（1）当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。（2）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不遇又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞滞在時間の短縮等）の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項（1）の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。（3）お荷物の損害については本項（1）の規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

21 お客様の責任

（1）お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。（2）お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。（3）お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22 オプションルツアー

（1）当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行（以下「オプションルツアー」といいます。）のうち、当社が企画・実施するオプションルツアーに対する第23項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。（2）当社以外の者が企画・実施するオプションルツアーに参加された場合、当社は第23項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23 特別補償

（1）当社は、第20項（1）に基づく当社の責任が生ずるかどうかを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、
死亡補償金・後遺障害補償金（限度額）として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。
携行品に対する損害補償金は、旅行者一名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影すみのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。（2）当社が、募集型企画旅行約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。（3）お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ビックケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スノアイダイビング、ハングライダー・搭乗、超軽量動力機（モーター・ハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他のこれらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。（4）当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションルツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。（5）ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

24 旅程保証

（1）当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービス）の提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第20項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らか場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ、次に掲げる事由による変更

（イ）天災地変、（ロ）戦乱、（ハ）暴動、（ニ）官公署の命令、（ホ）運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、（ヘ）当初の運行計画によらない運送サービスの提供、（ト）旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
ロ、第13項から第16項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
（2）当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15％を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

（3）当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した 場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
注2 確定書面に交付された場合には、「契約書面（パンフレット等）」とあるのを「確定書面（最終旅行日程表）」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

25 団体・グループの契約について

（1）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。（2）契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。（3）当社は、契約責任者が構成者に対して親に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。（4）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

26 ご旅行条件・旅行代金の基準

（1）この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示 した日となります。（2）旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日ご利用人数でご確認ください。（3）追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等）パンフレットに表示して追加する代金をいいます。（4）本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、第17項の取消料、第24項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションルツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

27 そ の 他

（1）お買物案内について
お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
（2）国内旅行保険について
安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当社らの係員にお問合せください。
（3）特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
（4）この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社らにご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ http://www.tabizannal.com/ からご覧いただけます。
（5）個人情報取扱いについて
イ、当社およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
ロ、当社が取扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
ハ、上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

旅行業・実施 日本海ツーリスト株式会社
富山県砺波市太郎丸1-9-24（富山県知事登録2種 旅行業第288号） 令和4年3月1日改訂